### 議 事 録

議の事の録と	
件 名	第25回(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成26年 2月21日(金)午後6時30分から
場所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 (質問等)	○会長挨拶
	会 長: 皆さんどうもお晩でございます。大変お疲れのところありがとうございます。ご無沙汰しておりまして申し訳ございません。リーダー会議を開いて事務局と解説書を作成させてもらいましたが、ひょっとすると本文の中にもおかしいというか見直ししなければいけない部分もあるのではないかという事で、その部分を赤字や見え消し線にしてご提案申し上げたいと思います。今日は20時半を目標に、第1章を何とか皆さんと確認して決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
	○資料の説明と質疑応答
	会 長: 皆さんの手元に資料はございますね。それではまず前文から始めていきます。 このように解説をまとめたということで事務局に読み上げていただき、それに 対し私から皆さんに確認して行きます。それでは前文の解説を読み上げていた だきたいと思います。
	事務局:【解説】前文 前文は、登別市のもつ特徴的な自然や景観、そして現在の景観とみどりが形成された歴史的背景などを述べるとともに、条例制定の趣旨、市民の決意などを述べています。 「前文の段落別の解説」 ■登別を特徴づける風景市の背景にはカムイヌプリ、オロフレ山、来馬岳、鷲別岳など多くの山が連なっています。そこから、市の水道水の源の一つとなる来馬川を含め鷲別川、幌別川、登別川など多くの川が市街地を流れ太平洋へと注いでいます。このように、私たちの住むふるさと登別は、水とみどりに恵まれ豊かな自然に囲まれています。 ■登別を代表する名所
	活火山の関東を受けた登別温泉け日本を代表する温泉の一つであり。その最

活火山の恩恵を受けた登別温泉は日本を代表する温泉の一つであり、その最大の泉源である地獄谷は、今もなお白煙を上げ熱湯や水蒸気がわき上がっています。泉源は地獄谷の他にいくつもあり、1日1万トンの豊富な湯量と9種類の泉質は世界的にも貴重な資源で、国内外から多くの人々が訪れる日本有数の観光地として年間約300万人が訪れています。

また温泉街周辺には、湯沼が7色にかわる大正地獄や灰黒色の熱湯をたたえる大湯沼、国の天然記念物に指定されている登別原始林が四季折々に美しい姿を見せるなど、貴重な資源や良好な景観に恵まれています。

#### ■登別の歴史的背景

登別の語源は、アイヌ語の「ヌプル・ペッ」水の色の濃い川という意味です。 登別は明治2年に開拓使が設置されたことにより開拓が進み昭和45年の市 制施行により現在に至っています。このまちはこれまで、アイヌの人々や開拓 に携わった人々など先人たちの英知と努力によってその礎が築かれ、まちづく りが進展するとともに今につながる景観とみどりが形成されました。

#### ■市民の決意

私たち登別市民は良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産であるということを認識し、その財産を守り育てるとともに、新たにつくり、次の世代へ継承するために、条例を制定するという決意表明です。

- 会 長: ありがとうございます。前文を段落別に解説してみました。これは今までの議論の中で、もう少しわかりやすく解説するという事で付け加えたものです。例えば「前文の段落別の解説」■登別の特徴付ける風景でいうと、山についても色々ご意見が出たのですが、最終的には簡潔にするという事で、条文の中には代表されるカムイヌプリやオロフレ山を載せるという事で収まったのですけれども、山々という部分には来馬岳や鷲別岳等が含まれるというお話もしたかと思います。山々が連なっているとか、水の豊富な川が沢山あるとか、そういう事を解説の方で付け加えました。登別の代表する名所についても、擬音語で表現してはどうかという意見も出ていましたけれど、ここでは必要最低限の1日1万トンの豊富な湯量や9種類の泉質ですとか、そういう事を入れました。歴史的背景については、アイヌの人達の事を入れるという事で、登別の語源のアイヌ語の事から始まって書かれています。最終的には市民の決意を述べてまとめたという事になります。どうでしょうか、何か気になる点はございますか。
- B 委 員: 前文では「カムイヌプリやオロフレ山などの<u>山々</u>を」となっているのですが、 解説には「多くの<u>山</u>が連なり」としか書いていませんが、解説も山々にした方 が良いのではないでしょうか。
- 会 長: 「多くの山が連なり」ではなくて「多くの山々が連なり」という事ですね。 山が連なる事が山々となるのでしょうか。そこのところもう少し調べてみま す。前文については結構な時間を掛けました。どのような意見が出ていたのか を議事録で確認し要約してみると大体このような事が書かれていました。前文 は皆さんに伝える最初の部分なので、相当色々なお話をしたため結構ボリュー ムが出ました。最終的には3つ位の原案から1つ候補を選んで、そこから文言 を増やしたり減らしたりして、最終的にはこのようになりました。解説ではそ のようなお話の部分を加えました。これ以上また文言を加えたりするのはどう なのかという気もします。これでも結構内容が濃いというか解説しているので はないかと思います。
- B 委 員: ■登別を代表する名所のところに「泉源は地獄谷の他にいくつもあり、」と ありますが、実際にはいくつ位あるのですか。

会 長: ここでは出ていないですよね。大湯沼だとか最初の文章に出ていましたよね。

事務局: すいませんが、今は手持ち資料がないので分かりません。

会 長: 条文があって解説がありますので、これで登別というのがイメージ出来ると

思います。これで用は足りるのかなと思うのですけれども。

D 委員: 温泉地区に限らずあちこちにありますよね。これは登別全体の事であって温

泉地区だけの事だけではないですよね。

会 長: そうですね。

D 委員: 登別温泉地区だけではなく、鉱山地区の方だと川又温泉もありますし、沢山

ありますよね。

| 会 長: 代表的なものというか、各地区の特徴となる風景の中で、それぞれ代表する

来馬岳や鷲別岳とかも解説に入れたという事です。最初は条文に記述していた のですけれども、あまりにも前文が長くなってしまうので、ある程度絞り込ん だ形にさせてもらいました。登別は雨が多いという事もあり川が沢山あります

ので、解説の方ではこういう文章にしてみました。

D 委員: すごくわかりやすくて、読んで頂いたのを頷きながら聴いていました。

会 長: 多分皆さんから出た意見は、ここに網羅されているのではないかと思うので

すが。

D 委 員: あと、少し疑問に思う部分があります。それは、■登別の歴史的背景の3行

目に「先人<u>たち</u>の」とあるのですが、「たち」というと何か敬い方が少ないような気がします。「先人」だけだと駄目なのでしょうか。「~に携わった人々など多くの先人」とすれば良いのではないでしょうか。「たち」というと何か違

う気がします。

会 長: 「子どもたち」とかは良く言いますが、敬う時には使わない言葉なのでしょ

うか。この部分は「アイヌの人々」と「開拓に携わった人々」にも掛かるので、 「先人たち」という事だと思うのです。「先人」だけでも意味が通るなら良い

のですが。

D 委員: 「<u>人々など先人たち</u>の英知と努力」を「<u>多くの先人</u>の英知や努力」にすれば、

少し敬意を表した言い方になるのかなと思います。

B 委 員: 「多くの」を付けるのであれば「たち」は抜いても良いと思います。

会 長: 「たち」というのが引っかかるのであれば、抜いても伝わるのかもしれませ

んね。

D 委 員: 「たち」は沢山いるという意味なのでしょう。アイヌの方もいるし、開拓に 携わった方もいるし、長年の間に色々な人が努力して来たという事ですよね。

会 長: 「多くの先人」にするのか、文章の流れからするとその前に掛かるので、「先人」という事で意味が通るのか調べてみます。もし解説の部分を変えるのであれば条例の本文も変える事になると思います。

D 委 員: そうですね。そういう事になりますね。

会 長: これはもう少し調べます。あと何か気になるところありますか。

D 委員: 以前、気付かなかったところがありますね。

会 長: リーダー会議と称して事務局と結構な回数と時間を費やしたのですけれども 結構大変です。皆さんと話した部分も沢山ありますし、意外とさらっと進んだ 部分でも、解説するに当たって読み直すと、どういう意味だったかというとこ ろが結構ありまして、こういう文章で提出させて頂くには相当な時間が掛かっ ています。足りないところや要点など先生方に聞きたいところが難点もありま すが、要旨的にはこのような事ではないかと思います。

D 委 員: 言いたい事は分かるので大丈夫です。

会 長: 前文についてはこういう事でよろしいでしょうか。また何か気が付きました らおっしゃって下さい。それでは第1章総則をお願いいたします。

事務局 : 【解説】第1条 目的

この条例の目的は、市民、市及び事業者が良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産であるということを認識し、協働で守り育てるとともに、新たにつくり、次の世代に継承することとしています。

会 長: ここについても皆さんと議論した中で、目的ですからシンプルにしましょうという事でしたので、このような文章になっています。解説についてもそんなにくどくするところがなかったので、本文とほとんど同じようになっています。解説に「共有財産」という言葉が入って来ていますが、後ほど、これに関連する文章も出て来るので、そこで話をされるかと思います。本文はD委員のお話にあったと思うのですけれども、守り育てるだけではなく「新たにつくり」という事も必要ではないかとの意見でしたので、本文もこのようになっています。よろしいですか。

D 委 員: 良いと思います。

会 長: それでは第1章第2条定義の解説をお願いいたします。

事務局 : 【解説】第2条 定義

本条では、本条例で使用する用語の定義を定めています。

#### ■市民

この条例では、市内に住所を有する人はもとより、住所が市外であっても市内の学校や会社に通っている人や市内にある土地や建築物等、屋外広告物を所有、占有又は管理している人も「市民」としております。

#### ■事業者

この条例では、市内において事業活動を行う人のことを「事業者」としております。

#### ■来訪者

この条例では、期間の長短に関わらず市内に滞在する人を「来訪者」として おります。また、市内を通過する人も該当します。

#### ■市民等

この条例では、「市民」「事業者」「来訪者」を総じて「市民等」としております。

#### ■建築物等

この条例では、建築基準法第2条第1号に定められている「建築物」とそれ 以外の工作物で別に規則で定めるものを「建築物等」としております。

#### ■屋外広告物

この条例では、屋外広告物法第2条第1項に定められているものを「屋外広告物」としております。

#### ■登別市都市計画マスタープラン

この条例では、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき定められた登 別市の都市計画に関する基本的な方針を「登別市都市計画マスタープラン」と しております。

#### ■登別市景観形成基本計画

この条例では登別市の美しい景観の創造を効果的に進めるための指針として、またその実現のために必要な総合的な方策を示した基本計画を「登別市景観形成基本計画」としております。

#### ■登別市みどりの基本計画

この条例では、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき定められた登別市の 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を「登別市みどりの基本計画」と しております。

会 長: ありがとうございます。一応、定義付けが必要になってくるのはこれだけかなと思います。市民とはという事でここに書いていますけど、定義としては3つに分けられていますね。市内に住所を置く人だけではなく、市内に通勤又は通学する人、住所は市外にあるけれども市内に土地を持っている人、あとは建築物等又は屋外広告物を所有、占有、又は管理する人まで市民という事ですね。来訪者については、登別は観光地であるという事で、長短に関わらず登別を訪れる人や通過する人にも、登別にはこのような条例があって景観みどりを大切にしているという事を、お願いする事もあることから定義しています。「市民等」については、「市民」「事業者」「来訪者」を総じて「市民等」とするという事です。「建築物等」については建築基準法第2条第1号と書かれておりま

すが、もっと詳しく書いた方が良いのではないかと思い事務局に話をしたところです。○○法の第○条第○号とかという文言が出て来ると、それがどういう事なのかというようになると思いますので、それを簡潔に説明できないか、とお話をしていますが、どうでしょうか。

B 委 員: 3ページの【解説】■市民のところで、「市内の学校や会社に通っている人 や市内にある土地や」と「や」が3つ並んでいるのですが、どこかの「や」を やめて読点を入れたらどうでしょうか。

A 委員: 真ん中の「や」を読点にしたらどうでしょうか。

会 長: 「市内の学校や会社に通っている人、市内にある土地や」ですね。「や」を 読点に変えます。4ページの建築基準法の第2条第1号、屋外広告物法第2条 第1項と書いてありますが、パソコンの画面だったら見てすぐわかるのでしょ うが、こういう文章の解説としては足りないというか、何か取っ付きづらいよ うな感じがします。3行くらいで簡潔に解説する事は可能なのでしょうか。

事務局: 例えば建築基準法第2条第1号を解説に載せる事は出来ますけど。

会 長: 例えばどのような感じですか。括弧書きにするのですか。

事務局: ちょっと検討してみます。

会 長: とりあえず第9項までこのように説明したほうが良いという事で定義させて 頂きます。それでは4ページの第3条基本理念です。ここも大切なところだと 思います。それではお願いします。

事務局 : 【解説】第3条 基本理念

本条では、良好な景観と豊かなみどりづくりを進めるにあたっての基本的な 考え方を基本理念として定めています。

#### ■第1項

登別の良好な景観と豊かなみどりは、長い自然の営みとその中で生きてきた 多くの先人たちの日々の努力によって形作られ、引き継がれてきた貴重な共有 財産です。

また、ふるさと登別から離れて暮らす人々にとっては、心に残る登別の景観 やみどりは、ふるさとと自分を繋ぐ貴重な財産であり、共有の財産と言えます。 この価値ある共有財産を損なうことなく、力をあわせて守り育てるととも

この価値ある共有財産を損なっことなく、刀をあわせて守り育てるとともに、新たに景観とみどりを創り出し、次世代へ継承していかなくてはなりません。

#### ■第2項

登別は登別温泉地区、登別地区、幌別地区、鷲別地区等、地域によって特色ある景観とみどりを有しています。これは景観やみどりに地形や気象などの自然条件ばかりでなく、地域の歴史、文化、経済活動などが反映されるからです。地域がもつ景観とみどりの特性を大事にすることが、登別市全体の魅力を高

めることに繋がります。

#### ■第3項

景観は、子どもたちの感性や情緒を育てる上において大変重要であり、日々の成長のなかで印象深い景観が「ふるさとの景観」として記憶に刻まれます。 また、子供たちはみどりのなかで命あるものに触れ、学び、多くのことを身に付けていくでしょう。

これらふるさとの景観とみどりによって、人間性の形成やその後の進路に影響を受けることがあると考えられます。

#### ■第4項

良好な景観と豊かなみどりに囲まれた生活は、私たちに潤いや心の豊かさをもたらしますが、登別は私たちの生活の場であるとともに、多くの観光客を迎える観光都市でもあります。良好な景観と豊かなみどりは、観光客にとって大きな魅力となることから、市民生活と観光の両面から取り組む必要があります。

#### ■第5項

私たちを取り巻くこの登別の自然には色々な種類の生物がたくさん生息しています。それらは、色、形、大きさ、のみならず、生息する場所、生態など色々な点でそれぞれに特徴があり、他と違っています。このように違いを持つ様々な生物が食物連網や、共生・競争といった密接な関係を築いています。このような関係とそれを構成する生物は、場所(山、海、川、草原、湿原など)によって違いがあり、自然の多様性と景観の多様性を生み出しています。これを生物多様性といい、この多様性を確保することは重要なことでありますので、良好な景観と豊かなみどりづくりにおいては、生物多様性を損なわないように留意しなければなりません。

### ■第6項

景観とみどりには先人たちの持つ価値観や文化、日々の生業などが反映されているものがあります。それらは何世代にも亘る営みの積み重ねであり、歴史的価値を有するとともに先人たちが伝えてくれた私たちの共有財産でもあります。\*\*「ピッカノカ」の指定を受けた室蘭と同様に、登別にもアイヌ語地名とアイヌ民話を内包する景観や神聖なる地として残された場がたくさんあります。それらは歴史的景観として、あるいは緑地として、登別の景観やみどりを構成する要素となっています。

また、開拓以後は先人たちの営々たる努力の積み重ねによって道路や橋、住宅などの建造物、公園や農地や山林などの緑地等が造られ、現在の景観とみどりが形づくられました。

しかし、先人たちが残した景観やみどりは、時の経過とともに忘れられるものもあります。私たちは、まずこれらを掘り起し、価値を認識し、次の世代へ引き継がなければなりません。

会 長: まず第1項ですけど、先ほどの目的の解説にあった共有財産という文言が本 文に出て来ています。何故そうなのかという事が解説に書かれていると思いま す。

ふるさと登別から離れて暮らす人々にとっては、心に残る登別の景観やみどりは、ふるさとと自分を繋ぐ貴重な財産であり、共有の財産と言えます。

という事ですが、第1項はどうでしょうか。気になる点はないでしょうか。 何かありましたら教えて下さい。

第2項はどうでしょうか。本文は、「良好な景観と豊かなみどりは、地域の歴史、文化、経済活動などの違いにより特有の個性をもつことから、地域の特性を踏まえ守り育て、つくらなければなりません。」となっております。地域の特性というのは歴史や文化、経済活動などが反映されているという事ですね。登別市内を地域という事で大きく分けると、登別温泉地区、登別地区、幌別地区、鷲別地区等となっております。地区の順番については、文献によって逆の場合もあるらしいのですけれども、一般的にはこういう順番で良いですね。他の地域については「等」という事でまとめています。これら地域の特性を活かすことが登別市全体の魅力を高める事に繋がるという事が第2項の解説として書かれています。よろしいでしょうか。

B 委 員: 鉱山は幌別地区になるのでしょうか。あそこは景観上特徴がありますので。

A 委 員: あそこは鉱山地区ですよね。「等」には含まれていますが。

D 委員: 景観やみどりという事を考えると鉱山地区はかなり重要な地域ではないでしょうか。自然がそのまま残っている鉱山地区は市民にとって憩える場所ですよね。川遊びや色々な事が出来る地域ですから。

会 長: 検討の余地がありそうですね。入れるとすれば、登別温泉地区、登別地区、 幌別地区、<u>鉱山地区</u>、鷲別地区等、という順番でしょうか。そういう事でよろ しいでしょうか。それでは第3項に行きます。

本文は、「良好な景観と豊かなみどりは、子どもたちの成長にとって大きな糧となることから、子どもたちの心身を育むという視点で守り育て、つくらなければなりません。」となっています。

子どもたちにという事で色々とお話をしました。今日は先生方もおられますので、ここの解説の部分については是非見てもらいたいのですけれども、よろしいでしょうか。まず、あんまり子どもたちに負担させるのはどうかという意見もありましたけれども、我々大人としての役割もありますので、このようになっています。あと解説で情緒を育てるという表現をしておりますが、この表現はどうなのかという気がしております。要するに情緒不安定とか逆の要素で使っている事がよくありますので、情緒を育てるという表現は適切なのかという事も含めて、この文章を確認して頂きたいのですけれども。

D 委 員: 私は良いと思います。

会 長: よく「感性を磨く」とかは言いますよね。「情緒は育てる」という表現で良いのでしょうか。

D 委 員: 良いものを見て良いと感じる。そういうのは内面の心ですよね。だから良い言葉だなと思います。

会 長: 当初の条文の思いがこの解説に含まれていますか。よろしいでしょうか。こ この「子どもたち」の「たち」は、どうなのでしょうか。

D 委 員: 子どもたちは良いと思います。それから聞き慣れると「たち」という表現でも変ではないですね。先ほどの「先人たち」でも良いと思います。何かすぐ意見が変わって申し訳ありません。ですが、もし検討するのであれば検討して頂きたいとは思います。

会 長: 第3項はこのような事でよろしいでしょうか。また何か気が付いた事があれば言って下さい。それでは第4項に進みます。

本文は、「良好な景観と豊かなみどりは、潤いのある市民生活に欠くことのできないものであるとともに、魅力ある観光資源になることから、市民生活の向上と観光振興に資するよう守り育て、つくらなければなりません。」

ここの条文は登別の特徴である観光という事に重点を置いています。その事が解説にも書かれています。

D 委 員: これで良いと思います。

会 長: よろしいですか。では第5項に進みます。

本文は「良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境によってもたらされることから、この自然環境を損なわないよう守り育て、つくらなければなりません。」となっております。

この景観緑化条例の特徴である「多様な生物が生息する自然環境」をしっかり守りましょうという事ですね。解説では生物多様性という事が書かれていますが、皆さん理解出来ますでしょうか。解説をよく読んでみて下さい。

D 委員: 私は専門的な事はわからないのですが、今日いらしているA委員がこれで良いというのであれば良いと思います。これで十分満足しているのでしょうか。 どうなのでしょう。この分野に詳しいE委員やF委員もこれで良いというのであれば私は良いと思うのですが。

A 委 員: とりあえず原文は私が書いたのですけれども、普段こういった自然の事や多様性の事に携わっていると、全くそういった事に携わっていない人達と話をする時にも、どうしても自分の言葉で話してしまうのです。だからおそらくここも自分の表現になってしまっていると思うので、逆に普段生物多様性の事に触れられていない方が理解出来る表現でないと駄目だろうと思っています。

D 委 員: 何度か話し合いをしていますので私はわかります。E委員がお話しした事も 出ているので満足しているように思うのですけれども、そういった事を専門に 取り組んでいる方が満足していればそれで良いと思います。

会 長: 緑化といっても色々な緑化の仕方があり、生物多様性にも留意しなければならないという事ですね。後で関連するような部分があるので、もっと詳しい話が出来るかと思います。足りないところがあったら言って下さい。

A 委 員: ここで一つ確認して頂きたいのですけれども、私も実は気付いていなかったのですが、この理念第5項の素案を書いた時には、良好な景観と豊かなみどりは豊かな自然環境の中から生まれるので、この豊かな自然環境を損なわないようにしましょうという意味で書いたのです。ですが、この解説文をそのまま読むと、良好な景観と豊かなみどりづくりをする時に、この多様な自然環境をひょっとすると壊す事があるかもしれないので、それは壊さないようにしましょうというように読み取れるのです。だから私が当初考えていた事あるいは皆さんがおそらく会議の初期の段階で思っていた意味と、この文章から読み取れる意味がちょっと違うのではないかというように思うのですけれども。

D 委 員: わからないのでちょっと教えてほしいのですが、この第5項の解説は守りが 主ですよね。

A 委 員: 解説の方はそうですね。

D 委 員: 守りが主ですので、第5項はこの言葉から考えると、「~、この自然環境を 損なわないよう守らなければなりません。」とするだけで良いのではないでし ょうか。何か育てる事も出来るのでしょうか。例えばキウシト湿原とかも育て るというより守るのが主ですよね。

A 委 員: 守り育てつくる、そういう表現が全部当てはまると思います。生物多様性も つくる事は出来ますので。

D 委 員: ここの解説はその中で生物多様性を損なわないように留意しなければならな いという事だから良いのではないでしょうか。

A 委 員: 今おっしゃられたのは、第5項の条文から受け取れる意味そのものの事をおっしゃったのですよね。良好な景観と豊かなみどりを守り育てつくるときには生物多様性を壊さないようにしましょうという意味ですよね。

D 委 員: 私は多様性を損なわないという事は守るという事だから、第5項は守るという言葉だけで良いのではないかと思いましたけれども、A委員がそのようにおっしゃるのであればそのままでも良いと思います。解説は、その時にはこういう事に気をつけなければならないという事であれば、これで良いような気がします。

A 委 員: 条文の方の「守り育て、つくらなければなりません。」というのは、良好な 景観と豊かなみどりの事なのですよね。「良好な景観と豊かなみどり」を「守 り育て、つくらなければなりません。」という事であり、その際には「生物多 様性を損なわないようにしなければなりません。」という意味に取れるのです よね。

会 長: リーダー会議で何回もこの話はしているのですけれども、私もわかっている

ようでわかっていないのですよね。

D 委 員: 「良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境によっても たらされる」とあって、最初の「良好な景観と豊かなみどりは、」の意味はこ こで終わっているのではないのですか。だから最後は「この自然環境を損なわ ないよう留意することが必要です。」とでもすれば良いのではないでしょうか。

A 委 員: 語尾とその書き出しの主語の部分は第1項から第5項まで同じ形式にして書いていますよね。ですから第1項から第4項までと同様「守り育て、つくらなければなりません。」の主語は「良好な景観と豊かなみどり」になるのです。

D 委員: 解説の文章を気にされていたのでそう思ったのですが、そのように理解しているのであれば良いのではないでしょうか。損なわないようにという事が解説の主だというように取れば良いのではないでしょうか。

会 長: 何度も聞いているのですが、私もまだ理解出来ていませんね。

D 委員: 前段は、「多様な生物が生息する自然環境」を解説しているのですよね。

A 委員: そうですね。

D 委 員: これを損なわないようにしようということなので、何か良いような気がしま すけれども。

A 委 員: ひとつ注意しなければならないのは、解説の最後から2行目の「良好な景観と豊かなみどりづくりにおいては」の部分で、良好な景観と豊かなみどりづくりが生物多様性を損なう事がありますといっているのですよね。だから損なわないように留意しましょうといっているのですけれども、良好な景観と豊かなみどりづくりが生物多様性を損なうことがあるのか、それは具体的にどんな事なのだろうかという事ですね。

D 委 員: 「良好な景観と豊かなみどりづくり」という文言を抜いてしまったらどうでしょうか。

A 委 員: そうすると、これまでずっと皆さんがおそらく了解していた理念、要するに「多様な自然環境を守りましょう」という理念になると思うのですよね。それであれば第5項の本文も変えなければなりませんよね。

D 委員: 基本理念の第5項の本文ですね。

A 委 員: そうですね。第5項だけ文章が変わってしまいますね。このままの文章で行くのであれば、先程から説明していますけど、「良好な景観と豊かなみどりづくりが生物多様性を壊す事もあるので、そういう事がないようにしましょう」という意味になるのです。そうなるとこれまで皆さんの合意としてあったこの

多様な生物が生息する自然環境を守りましょうという理念が無くなってしまうので、もうひとつ基本理念に文章を加えるか、もしくはこの第5項の中で2つの事を同時にうたうのかだと思うのです。もし2つの事を同時にいうのであれば、「この自然環境を損なわないよう守り育て」を「この自然環境を守り、損なわないように〜」というような文章の書き方もあるのかなと思うのです。ですがまず、理念をどうするのかというのを決める事が必要だと思います。当初の合意どおりに「多様な自然環境を守りましょう」という理念にするのか、あるいはこの解説の文章から読み取れるように、「良好な景観と豊かなみどりを守り育てつくるときには、多様な自然環境を壊すこともあるから、それに注意しながら行いましょう」という意味にするのか、それともその双方を理念とするのか。それによって文章が変わってくると思います。本文の第6項の語尾の部分は第5項までとは既に変わっていますから、そういった事を考えると第5項の語尾を変えることは別に問題ないのかなと思います。

D 委員: 何だか言葉遊びみたいで申し訳ないのですが、「守り育てつくる事も大切です」とすればあまり全体の理念から外れないで、ここだけ強調する事が出来るのではないのでしょうか。

A 委 員: 当初の合意どおりに語尾を変えるとすれば、最後は、「この自然環境を損な わないようにしなければなりません」という事ですよね。

D 委 員: それなら理念として十分満たされているのですね。

A 委 員: そうですね。これまで皆さんが合意していた理念だと思います。

D 委 員: この事はまた後でも出て来るのですか。

A 委員: そうですね。

D 委 員: そうしたら、そこで補う事も出来るのですね。

会 長: 微妙な違いがあるようですけど分かりますか。私があまり理解していないものですから、多分皆さんにご迷惑おかけしていると思います。ここの文章の中で2つの意味合いを入れるとすると、「守りそして育て」と繋げれば良いのでしょうか。

A 委 員: そうですね。「自然環境を守るとともに損なわないようにしなければなりません」となりますね。だけど理念を2つにするのかという問題はあります。

会 長: そこまで皆さんは深く考えていなかったのではないでしょうか。A委員、それぞれ別の意味合いの文章で、2つ作って頂いてもよろしいでしょうか。意味合いの違いが分かるように繋げないで2つ作ってもらえますか。

A 委員: 2つに文章を分けるという事ですね。

会 長: そうです。そうして頂ければ文章の違いがはっきりと分かると思います。

A 委 員: 1つは、「守り育てつくらなければなりません」というのを省いて、「自然環境を損なわないようにしなければなりません」というのが、これまでの皆さんの合意だったと思います。もう1つは、「良好な景観と豊かなみどりづくりが多様な自然環境を壊すこともあるから、これを壊さないように守り育てつくりましょう」となります。

会 長: 素直に「損なわないようにしなければならない」というのと、「それを損なったら壊れます」、と注意を促す文章の2つになるという事ですね。

A 委 員: 「多様な自然環境から良好な景観と豊かなみどりが生まれるのだから、多様な自然環境を守り育てつくりましょう」というのがこれまでの皆さんの合意だということです。

会 長: 後で関連するところもありますので少し置いておきますか。申し訳ありませんが自分も分かっているようで分かっていない部分もあります。事務局で説明できますか。

事務局: このような条文の流れになっているから、そのように捉えられてしまうのですね。例えば第1項ですけど「良好な景観と豊かなみどりは、このまちに関わる人々の貴重な共有財産であることから、市民、市、及び事業者が協働で」とあり、その後に「守り育て、つくらなければなりません。」とありますが、本当はこの間に「良好な景観と豊かなみどりを」という言葉が入るのです。意味合いとしては「市民、市、及び事業者が協働で良好な景観と豊かなみどりを守り育て、つくらなければなりません。」ということなのです。

会 長: 全部が「良好な景観と豊かなみどり」に係るのですよね。

事務局: 第2項も同じように、「地域の特性を踏まえ良好な景観と豊かなみどりを守り育て」となります。第3項もまた同じように、「子どもたちの心身を育むという視点で良好な景観と豊かなみどりを守り育て」となります。第4項も同じで、「市民生活の向上と観光振興に資するよう良好な景観と豊かなみどりを守り育て」となります。第5項も考え方は同じで、「この自然環境を損なわないよう良好な景観と豊かなみどりを守り育て、つくらなければなりません」という事になります。そうなりますと、この「良好な景観と豊かなみどりづくり」にあたっては「自然環境を損なう事もあります」と取られてしまいますから、A委員がおっしゃる「自然環境を損なわないよう守って行きましょう」とは意味合いが違ってくるということです。

会 長: もう一度言ってもらってもよろしいでしょうか。みなさん分かりましたか。

A 委 員: 「多様な生物が生息する自然環境」これが守られてはじめて良好な景観と豊

かなみどりがもたらされるわけだから、「この多様な生物が生息する自然環境 を守りましょう」というのが、これまで皆さんが合意している理念だと思うの です。第5項の文章そのものの意味合いとしては、「良好な景観と豊かなみど りづくりはやり方によっては多様な自然環境を損なう事もあります」というよ うにも取れますので、「損なわないようにやり方を注意して下さい」というよ うにも取れるのです。例えば、北海道ではよくイチョウ並木を作ったりします。 すごく良い景観だとは思いますけど、イチョウは元来北海道にはないのです。 登別市でもプラタナスの並木があって景観的には良いとは思いますけれど、も しそれが在来の樹木でつくった並木であったなら、もっと在来の鳥や昆虫が利 用するかもしれないという事です。ですから、イチョウ並木或いはプラタナス の並木は景観をつくるのには良いかもしれませんけれど、元々あった生物多様 性の立場から考えると問題があるという事です。それはひょっとしたら自然環 境を壊しているのではないかという事にもなりますよね。そうすると、それは 皆さんの合意している理念ではないですよね。「景観づくり・みどりづくりが 多様な自然を壊す」という事の議論などは一度もしていませんので。だけど、 この文章からは「自然環境を壊す事もあるから注意しましょう」というように 読めるわけなのです。だから皆さんに諮ってそれを理念とするのか、或いは最 初に合意した理念として文章を変えて行くのか、そういうことの議論をしたい のです。

会 長: すいません。これ以上私のために時間を掛けるのも申し訳ありませんので、この問題はまた後にしましょう。私の頭の中で整理し理解した上で会議に臨みたいと思います。続いて第6項に進みたいと思います。ここは、「良好な景観と豊かなみどりは、先人たちが遺した大切な財産であることから、その掘り起こしを行い、価値を共に認識し、次代へ引き継がなければなりません」という事ですね。この部分は「価値に目覚め」というフレーズが言葉の響きが良いという事で随分と悩みましたが、結局こういう文章に落ち着きました。先ほどの「先人たち」という言葉が出てきましたが、これには先住民族であるアイヌの人々と開拓に入った人々の双方が含まれているということです。これら先人たちが残した景観やみどりは時間の経過とともに人々の記憶から忘れさられるものもあることから、「その掘り起こしを行い、価値を認識し、次の世代へ引き継がなければなりません」というように整理しています。ここの部分はよろしいでしょうか。非常に詳しく解説していると思います。次は第4条です。事務局よろしくお願いします。

### 事務局:【解説】第4条適用区域

本条例の適用範囲は、市街地や都市計画区域に限定するのではなく、市全域について適用することを定めています。

会 長: ここの部分はこれ以上説明の必要はないように思います。これでよろしいで すね。続いて第5条をお願いします。

事務局:【解説】第5条市民の責務

良好な景観と豊かなみどりは、私たち市民に多くの恵みをもたらしてくれます。

私たち市民の意識と行動によっては、その恵みをより大きなものにすることができるのです。

そのことをよく認識し関心を持って、積極的に景観・みどりづくりを行うとともに、地域における活動に参加し、かつ、景観・みどりづくりの施策等に協力しなければなりません。

会 長: 皆さんいかがでしょうか。条文と見比べて何か足りないところがありますで しょうか。条文では「当事者」という言葉を使っていますね。よろしいでしょ うか。次は第6条です。

### 事務局:【解説】第6条市の責務

市は、景観・みどりづくりを総合的に推進するために、必要な施策を策定し、 計画的に実施しなければなりません。

会 長: ここの部分については、リーダー会議の場において、「総合的に」ということの解説について、もう少し検討するという事になっております。ここは市の 責務なので事務局の方で内容を詰めていただきたいと思いますが、よろしいで しょうか。次は第7条です。

### 事務局:【解説】第7条事業者の責務

事業者は事業活動が、地域の景観・みどりづくりに大きな影響を与える場合があることを認識することが大切です。また、事業者自らが積極的に地域の景観・みどりづくりに寄与するように関わりを持ち、市が実施する景観・みどりづくりに関する施策などに協力しなければなりません。

会 長: ここでは「影響を与える場合」の具体例も下の方に記載しております。よろ しいでしょうか。次は第8条です。

#### 事務局:【解説】第8条来訪者の協力等

登別市は国内外から多くの人々が訪れる日本有数の観光地です。また、国道や道道などの幹線道路や鉄道を利用して、多くの人々が市内を通過しています。

このように多くの人々がこの地を訪れていることから、市民、市及び事業者は来訪者に対しても自らが取り組む景観・みどりづくりや各施設を利用するにあたってのルールの遵守について、理解と協力を求めることができます。

会 長: 先ほど来訪者についての定義がありましたように、滞在の長短に関わらず通 過する多くの人々も来訪者として捉え、それらの人々にも理解と協力を求める 事が出来るという事です。これも登別らしい特徴ある条文ですね。よろしいで しょうか。次は第9条です。

事務局:【解説】第9条基本計画の策定

市長は、美しい都市景観の創造を効果的に進め、それを実現するために必要な総合的な方策を登別市景観形成基本計画として定めなければなりません。

また、緑地の保全や緑化の推進を効果的に進め、それを実現するために必要な総合的な方策を登別市みどりの基本計画として定めなければなりません。

ただし、その策定にあたっては、20年後のまちの将来像とその実現のためのまちづくりの方針である登別市都市計画マスタープランが基本方針となることから、この基本方針との整合を図らなければなりません。

会 長: この文章の内容を簡単に説明したのが、下の図になります。「登別市景観形成基本計画」・「登別市みどりの基本計画」・「登別市都市計画マスタープラン」 ということの定義付けはしていますが、ここの部分で図示することによって分かりやすくなっていると思います。

A 委員: 第2項は必要なのでしょうか。

事務局: そうですね。「登別市都市計画マスタープラン」があって、更に個別計画と して「登別市景観形成基本計画」や「登別市みどりの基本計画」があるわけで すから、整合を図るのは当然といえば当然だとは思いますけど。

会 長: ただ、「登別市景観形成基本計画」・「登別市みどりの基本計画」・「登別市都 市計画マスタープラン」といわれても分からない人も多いと思うので、図を付 けて解説しています。続いて第10条です。

#### 事務局:【解説】第10条先導的役割

市長は、公共施設の整備等を行う際に景観・みどりづくりに配慮した施工等を民間に先駆けて行うことにより、その整備等が市民や事業者の手本となり、その後の民間事業においても、景観・みどりづくりに配慮した事業展開が期待されます。

また、市長は、公共施設の整備等が景観やみどりに重要な影響を及ぼすことが想定される場合は、あらかじめ審議会の意見を聴き、その意見を尊重した公共施設の整備等を行わなければなりません。

会 長: まず第3項の赤字の部分が今回変更したところです。審議会は景観やみどりに関する「重要事項」を調査審議するものであり、公共施設の整備を行う場合において、審議会の意見を聴く必要のない軽微な事案もある事から、「審議会の意見を聴いた場合」のみに「公共施設の整備等に反映しなければなりません」ということでこの文言を加えたものです。また、第1項は行政が率先して景観・みどりづくりを行う必要があることを謳っており、第2項は必要があれば審議会に意見を聴くことができることを謳っているという事です。よろしいでしょうか。次は第11条です。

#### 事務局:【解説】第11条国等に対する協力の要請等

市長は、国や他の地方公共団体が実施する事業のうち当市の景観・みどりづくりに影響を及ぼすような場合や、当市が実施する景観・みどりづくりにおい

て国や他の地方公共団体の協力が必要な場合は、積極的にその要請をしなければなりません。

また、国や他の地方公共団体が事業を行う際に当市に協議や意見を求めてきた場合、市長は、必要に応じ、審議会に意見を聴いた上で回答しなければなりません。

会 長: 第1項の解説は、これまでは、国などから指示を受けてから行動していたものを条例制定後は我々の方から積極的に取り組んで行こうという非常に前向きな条文としていることを解説しております。よろしいでしょうか。続いて第12条です。

事務局:【解説】第12条財産権等の尊重及び公益との調整

土地、建物、樹木などの多くは個人や企業の所有であり、その権利は尊重しなければなりませんが、これらの多くは、景観やみどりを構成する要素の一つであり、治山、治水、やすらぎなど、市民に色々な恩恵をもたらしますので公の利益にも配慮しなければなりません。

会 長: 財産権等の尊重及び公益との調整という事で関係者の財産権その他の権利は 尊重しなければなりませんが、公の利益との調整を図る必要があるという事で す。よろしいでしょうか。続きまして第13条ですが、まず表題が「関係法令 等との連携等」から「関係法令等に基づく諸制度の活用」と変更しました。ま た、条文の中に色々な法律名が羅列されていましたが、それらを「関係法令等」 という言葉に含めました。また当初は「関係法令等との横断的な連携を図らな ければなりません」としていた箇所を「諸制度の活用を図らなければなりませ ん」としました。それでは事務局の方から解説をお願いします。

事務局: まず9ページの2行目ですけど、「図るということを定めています。」となっておりますけど、「図らなければなりません」に修正となります。

【解説】第13条 関係法令等に基づく諸制度の活用

市長は、景観・みどりづくりを効果的に推進するため、都市計画法に基づく 地区計画制度や、都市緑地法に基づく緑地協定制度や市民緑地制度といった関 係法令等に基づく諸制度の活用を図らなければなりません。

会 長: この部分は解説で関連する諸制度を記載しており、関係法令等の諸制度を活用して行きましょうという事です。よろしいでしょうか。それでは続いて第14条です。まず条文の第1項についてですが、「市長」を「市」に直し、それから「図るため、必要な措置を講じなければなりません」を「図らなければなりません」としています。第2項でも「市長」を「市」に直しています。これは、教育という事に関しては学校教育や社会教育にしても、教育委員会の分野であり、「市長は」とした場合、ひょっとしたら越権行為になるのではないかという意見がありまして、「市」とすることによって「市」の中に教育委員会も含まれるだろうとのことで「市長」を「市」に直しています。続いて事務局、解説の方をよろしくお願いします。

事務局:【解説】第14条知識の普及等

市は、市民に良好な景観・みどりづくりに関する知識の普及や意識の高揚を図るため必要な対策を講じることが大切です。特に、次の世代を担う子どもたちが自分の郷土に対して様々な認識を持つことは大切なことでありますので、様々な機会において教育を行わなければなりません。

会 長: 教育は本来行政から独立しているものですので、市長が教育に関わることは 問題があると考えて「市長」を「市」に直したことも踏まえていかがでしょう か。「教育を行わなければなりません」と「教育」と謳っていますが問題ない でしょうか。教育分野に精通している委員の方からみていかがでしょうか。以 前からD委員から「子どもたちに」という思いが伝えられてきましたのでいか がでしょうか。

D 委員: 小学校3年生・4年生は郷土学習をするときに副読本を使っておりまして登別市に対する様々な知識を理解する事が出来るようになっております。また、新入学の記念植樹では、自分の植えたものを長い目で見守って行く事により、植物など大事にして行くとい気持ちが育まれていくと思います。さらに、以前行われていた公園への結婚記念等の植樹では、子どもだけではなく成人した人にも記念になるし、広い意味でこれも社会教育と言えるのではないかと思います。私はこの条文に「教育」という言葉を使うのに何ら違和感を覚えないのですが何か問題あるのでしょうか。

会 長: 行政のなかで「教育」というのは独立しており、この条文の中に「教育」という言葉が出て来るのは良いのでしょうか、という思いはあります。

D 委 員: やはり事務局としては何か差支えがあるのでしょうか。

事務局: 差支えがあるというのではなく、第2項はD委員が強く意見を持っていた箇所なので、その第2項が学校で行う義務教育だけに特化しているものなのか、 それとも教育というものを学校で行うものだけではなく、もっと広く捉えて考えておられるのか、その辺を確認したかったのです。

D 委員: 第15条第1項における情報発信についても広く市民に知らしめて行くので すから、広い意味で言えば「教育」になると思いますので、私はこの部分はこ のままの文章で良いと思いますが。

会 長: 広い意味での「教育」という事で、ここの部分はこれで良いという事ですね。 皆さんそういう事でよろしいでしょうか。

A 委 員: 1つ確認したいのですが、以前の会議でも福川委員から副読本について色々とお話がありましたが、この条文が広い意味での「教育」であった場合に、条文として市長が「教育」に介入してくる事になりますね。市長がカリキュラムの中でこれをやりなさい、という事は恐らくいけない事だと思います。ですからこのまま「教育」という言葉を条文で使うのであれば、解説の中ではD委員

が以前おっしゃっていた学校における教育は含まれないという事にしなけれ ばならないと思いますが。

D 委員: 副読本では郷土学習として登別市の自然等を勉強するのです。その時に市長は「その良さを強調する内容を盛り込んで下さい」と言う事が出来ないのでしょうか。

A 委 員: そこは私には分かりませんが、どこでそのカリキュラムを選択したかですよね。 市から言われて決めたのかどうかという事ですね。

D 委員: 私は以前副読本の編集委員長をやっていた事がありまして、その時には編集 委員会で色々な話合いをして内容を決めて行ったのです。全部を変えて行く事 は出来ませんけど、時代とともに施設等は変わって行くので、そういうものを 入れて子どもたちに周知しようという事をやっていたのです。ですから、強制 するのではなくて、せっかく登別市の景観の良さとか自然の良さを条例化する のですから、そういう内容も盛り込んで欲しいという要望を市長は出来ると思 うのです。

A 委 員: ですから、選定委員会ですとか制作委員会とかが内容を決定して行くのは何ら問題ないと思います。しかし、そこに対して市長及び市がこれを選択しなさいという事を言って良いのかどうかが問題なのです。

D 委員: 私が副読本の編集委員をやっていた頃にはそういう問題はなく掲載する写真 を入れ替えることぐらいしかしておりませんでした。

事務局: 「市は」にすると教育委員会も含めるという意味となり、直接学校に関係のある事は教育委員会が所管し、他のイベント等で子ども達に学習する機会を市長が与える、というように捉えればこのままの表現で問題はないと思いますが、ただ色々他に影響する事ですから、これを提言として受けて、その上で市の方で中身を詰めさせて頂きたいと思います。D委員の思いはこれで含まれているという解釈でよろしいでしょうか。

D 委 員: 事務局が言われた内容で検討されるのであれば、私は構わないです。

会 長: 第1項では、「知識の普及や意識の高揚」、第2項で子ども達に限定した中で「教育」という言葉が出て来たものですから、色々な思いがあるのだろう、という事ですね。ここで言う「教育」は、意味合いとしては社会教育や学校教育だけでなく、広い意味での教育と捉えるという事で良いですね。

B 委員 今の教育制度の中では、教育委員会は独立した機関ですから、市長が教育に関して指示できる立場ではない。現在国の方で教育委員会制度の改革が議論されていて、市長が教育長を任命するというような制度に変われば、この条文で「市」ではなく「市長」としていても何ら問題のないものとなりますが、今の段階では問題があると感じます。

会議内容

(質問等)

会 長: それでは最後に第15条です。

事務局:【解説】第15条情報の発信

市長は、景観・みどりづくりの推進役として、市民及び事業者に対し広報や 公式ホームページ等で景観・みどりづくりに関する情報を発信しなければなり ません。

また、登別市は、多くの人々が訪れる日本有数の観光地です。良好な景観をアピールすることは観光客の増加にも繋がりますので、\*1登別景観・自然遺産や\*2眺望ポイントの指定等を行った場合には、その情報を広く発信しなければなりません。

会 長: 「登別景観・自然遺産」については第18条、「眺望ポイント」については 第24条で規定しているのでそちらをご覧下さい、という事で、このように記 載しています。情報発信に関する説明はよろしいでしょうか。これで第15条 まで終わりました。それでは本日の会議はこれで終了します。皆さん今日は長 時間となりお疲れ様でした。また次回もよろしくお願いいたします。